



なごの労福協

〈ライフサポートセンター〉

(ふくちゃん)

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第266号2011年5月10日

長野県労福協と長野県労働基金が合併

4月1日、新労福協スタート

県労福協と県労働基金は昨年12月15日合併契約書を締結し、その後2度の臨時社員総会を経て合併準備を進め、2011年4月1日合併。新労福協として活動を開始しました。

2006年より生活あんしんネットワーク事業を開始し、この事業の充実には地域での活動が鍵となることから、未設置地区への労福協の設置を進め、今年は空白となっていた諏訪地区にもいよいよ6月、労福協が誕生します。県労福協は組織の充実を図る中、その活動費については不安定なものがありましたが、労働基金と合併することにより、すべての勤労者とその家族、地域に暮らす全ての人を対象に公益目的事業の展開に大きな財源を得ることになりました。

3月11日東日本で発生した大地震と津波は、

人々の想像を超える被害をもたらし、また原子力発電所の事故は更に日本に不安を与え続けています。この東日本大震災を機に私たちは今までの暮らしを振り返り、このままで良いのかと、誰もが自らの生活を変えていかなければならないと感じ、またいざというときの人と人との絆、支え合い、助け合いがどれほど大切で貴重なものであるかを再認識しています。今世の中に求められているもの、それこそが労福協活動の目指しているものではないでしょうか。

2012年は国際協同組合年でもあり、人と

連帯し支え合う心が、「復興・再生への力」に

被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます



このたび、東北地方太平洋沖及び長野県北部を震源とする地震、津波等により、亡くなられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

3月11日の大震災から2ヶ月が経とうとしています。いまだに被害の全容が分からず、原発事故も収束がされないという未曾有の大災害をうけて、被災地の支援・復旧と復興・再生に向けた官民を超えた懸命な努力が続いています。

また、この間、長野県労福協の構成団体でもそれぞれの立場で、救援・支援、義援金活動や被災地へのボランティア派遣等、様々な取り組みが進められてきました。

被災地の避難所などでは、住民の絆が強まり地域の助け合う輪が広がりを見せる中で、ライフラインの復旧とともに子供たちにも笑顔が戻りつつあることも、派遣されたボランティアから聞いています。

かつてない規模の災害であるだけに、息の長い温かな支援体制が求められます。多くの被災者に寄り添いながら、連帯し支え合う心で「復興・再生」に向け県労福協の力を集結しましょう。

理事長 近藤 光

県労福協と合併した県労働基金は、1979年5月に勤労者の生活向上を目的に誕生し、以降様々な取り組みを行い、特に無料相談事業として法律・税務相談『心配ごと110番』を行い、また、年金セミナー等へ無料で講師の派遣を実施してきました。

3月7日最後となった第3回理事会において小泉一夫理事長は「労働基金が行ってきた様々な取り組みは労働者福祉に大きな貢献をしてきたと自負して良いと考えており、関係各団体に感謝を申し上げます。県労福協との合併後も労働基金誕生の精神を引き継いでいただき、福祉の向上に努めていただきたい」と最後の理事長として挨拶を行いました。

2011年3月31日、一般財団法人長野県労働基金協会は32年の幕を閉じました。

32年の歴史に幕



新理事・監事の皆さんと、挨拶する小泉副理事長

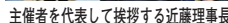
4月1日から理事21名、監事3名の役員体制となり、新役員として副理事長小泉一夫、常務理事伊藤利英、理事佐藤豊、監事清水邦明が増員となりました。

人とが助け合う協同組合の精神をアピールし、労福協の原点である「福祉はひとつ」を胸に、県労福協、構成団体、地区労福協、暮らしサポートセンター共に労福協活動の更なる充実に向け新労福協としてスタートしました。

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済
生協連・住宅生協・県勤労協・県高齢退職者連合

PSモデル事業4月1日始動！

式はまず事業委託者である阿部長野県知事が自



The photograph shows the exterior of the Nishitama Community Center. The building is a two-story structure with a light-colored facade. A large orange banner is mounted above the entrance, featuring the text "Nishitama Community Center" in English and Japanese, along with the phone number "0426-82-1111". To the left of the entrance, there is a green sign with white text that reads "Nishitama Community Center" and "Nishitama Community Center". The entrance itself is a glass door with a small sign above it that says "Nishitama Community Center". To the right of the entrance, there is a green sign with white text that reads "Nishitama Community Center" and "Nishitama Community Center". The building is surrounded by a paved area and some greenery.

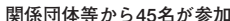
開所したながのPSセンターの外観

続いてＩＳ事業長野県連絡会を代表し、本川長野労働局長とセンターの大家であるロン都・高橋部長からもご挨拶をいただきました。

この後センター長に就任するチーフ・パーソナル・サポーター美谷島越子さんに近藤理事長より辞令が交付され、センターのスタッフを代表し「今まで社会福祉協議会で住民の自立支援に携わつてきたが、対象者は子供やお年寄り、障害者等が主であった。しかし、今は職を失った方、生活が苦しい方など、新しい福祉課題が出てきている。そのような中就労支援と生活支援を一体的に支援する必要がある。

において、県や労働局、公共職業安定所、県社会福祉協議会、経済4団体、県弁護士会、県司法書士会、県NPOセンター、ながの若者サポートステーション、生活底上げ実現県連络会ははじめ県、市町村の福祉関係部門など40を超える機関・団体にご参加をいただき、パーソナル・サポーター・モデル事業連絡会を開催しました。

近藤光県労協理事長は「幅広い力をいただいたながら、何としてもこの事業を」



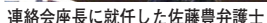
きたい。みなさんのご協力を重ねてお願いし、このPS事業が期待される存在となり、来年度以降も継続してもらいたいと言われるような取り組みをしていきたい。」と挨拶をされました。

会議はこの後、参加者から質問が出され、長野県の担当者、県労福協青木専務理事が回答し事業への理解を深めていただきました。

最後に、佐藤座長から、「今までの対応と同じでは何も変わらない。それぞれの立場で更にもうひと伸び、知恵を絞った対応をお願いしたい。この事業と一緒に作り上げて欲しい」と要請し連絡会は終了しました。

長野県パーソナル・サポート・モデル事業連絡会

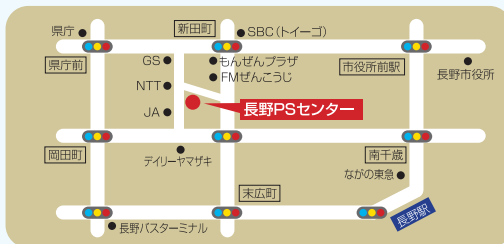
佐藤豊彦 座長に就任した連絡会



性を感じてきた。仕事のな
いことが孤立の要因ともな
り、新しい課題を解決して
いくこともモデル事業の役
割だと感じている。また行
政や民間がそれぞれの立場
で役割を果たし、その橋渡
し役となって活動していき
たい。」と抱負を述べました。
続いて各サポーターが自
己紹介を行い、最後に生活
底上げ実現長野県連絡会会
長の村上弁護士が閉会のあ
いさつを述べました。

この後出席者はセンター
内の施設を見学。また今後
連携を取っていく、県労働
協無料職業紹介所やNPOO
団体の方に対し研修会を行
い、事業の説明やスタッフ
としての協力要請が行われ
ました。

長野市新田町1482-2 **FAX:026(262)1333**



被災労働者の救済を訴え 第82回メーデー開催される！

連合長野

県下13会場21,000名が参加し働くものの連帯と団結の力で復興・支援を確認！

第82回長野県中央メーデーは、5月1日(日)9時30分より、長野市城山公園「ふれあい広場」において「団結の力で復興支援」「働くものの連帯でゆとり・豊かさ・公正な社会を実現し平和な世界をつくらう」をスローガンに開催しました。



役員を先頭にデモ行進に出発する集会参加者

朝のうちはあいにくの小雨交じりの天気も、各構成組織・地域協議会の組合員・家族等からの参加者5,200名の熱気で吹き飛ばし、時折薄日が差すまで回復。雇用環境の改善に向けた決意や、労働運動の連帯と支えあいの精神によって震災復興・再生に総力を挙げていくことを確認するとともに、義援金カンパ、YES・NOアンケート、折鶴コーナー、子供へのお菓子配布なども行われ、スローガン実現に向け「職場や地域とともに働きともに暮らす多くの仲間の総力を結集していくこと」を誓い合うメーデーとなりました。

冒頭、震災犠牲者への黙祷が行われた後、式典では、近藤実行委員長より『メーデーは国際連帯の日でもある。今回の大震災は、これまで築いてきた社会のあり方や価値観を揺さぶり、大きな時代の

転換点となっている。『どのような社会をつくりあげるか』に向き合い、私たちの力で「笑顔で安心して暮らせる日本」を築きあげていこう」とあいさつがありました。

その後、来賓挨拶、メーデー宣言の採択、ザ・ニュースペーパーのコント、団結ガンバロウで式典を終了、参加者は組合旗やプラカードを掲げ、「つなごう日本」「震災復興・支援」「ワークルールの実現」などを求めデモ行進しました。

なお、当日皆さんよりお寄せいただいた義援金カンパ309,803円は、抽選会中止による賞品費用50万円とあわせて5月13日に日本赤十字を通じ震災義援金に寄付します。

県労連

県労連の第82回長野県中央メーデーが5月1日、長野市ひまわり公園で開催されました。参加者は家族連れも含めて約1,500名でした。高村県労連議長の主催者挨拶に続いて、長野県北部を震源とした大地震の被害の出た栄村の齋藤家富副村長から連帯挨拶を受けるとともに、県労連で集めた救援募金を渡し、激励しました。



挨拶をする高村実行委員長(県労連議長)

今年の企画は「連帯しよう！東日本大震災救援 つくろう！世界標準の日本」をテーマにした構成詩の朗読と報告でした。まず、未曾有の被害をもたらした東

日本大震災の支援活動に参加した医労連の仲間から、被災地の甚大な被害や懸命な支援活動の報告が行われました。続いて、くらしや雇用などの問題では、日本が世界標準からかけ離れたことがたくさんあり、賃金引き上げ、ディーセントワークの実現や働くルール作りについて、国公共闘、医労連、県教組長水支部から報告がありました。また、TPP参加反対や普天間基地の即時無条件撤去の訴えがありました。そして、東日本大震災救援・復興のために、世界標準の日本をつ

くるために、日本と世界の労働者と連帯して、力いっぱいたたかうことが確認されました。

この後、参加者は「国の責任で震災の復興を急げ」「賃金を引き上げ雇用を増やせ」「最低賃金を上げろ」「働くルールを確立しよう」「消費税引き上げ反対」「大企業は内部留保を還元せよ」「憲法を守れ」「米軍基地をなくせ」などのシュプレヒコールを力強く叫び、長野駅前までデモ行進を行いました。

佐久・小諸地区勤労者フェスティバル開催

“健康吹き矢コーナー” 家族づれに大人気

3月5日(土)、佐久勤労者福祉センターを会場に、佐久地区労福協主催による、「佐久・小諸地区勤労者フェスティバル」が開催されました。佐久地区労福協池田会長が開会のあいさつを行い、続いて来賓を代表し、県労福協青木専務理事が、県労福協として「何でも相談」のブースを設けること、また「健康吹き矢」コーナーも開設するので、家族そろって本日のフェスティバルを楽しんでください」と挨拶を行いました。オープニングセレモニーとして小学生から高校生までの女性7人による鬼島太鼓の演奏が行われ、一気に盛り上がりを見せました。

会場前の広場では佐久名物お煮かけうどん・ポップコーン・とん汁、地元中学生の協力によるドーナツなど無料配布が行われ、来場者が行列を作りました。メインのアニメ祭りは、午前・午後「ゲロ口軍曹」「トイストーリー3」の上映が行われ、多くの家族づれが鑑賞してにぎわい、お昼には「ヒロ・タッキー」とコタツ



大勢の家族連れでにぎわう腹話術コーナー

センターの1階には、佐久総合病院労働者の皆さんによる健康相談コーナー、その横では、県労福協が「なんでも相談」ブースを設けチラシの配布や家庭問題や就職相談6件を受けました。また、今回初めて開設した「健康吹き矢コーナー」は大人気で大勢のちびっことファミリーが訪れました。

子供づれの家族を中心約1300人が訪れ、成功裏に閉会しました。

「大震災」各構成団体の取組

連合長野

働くことを通じて、日本の元氣を取り戻そう！
一人ひとりが、一人ひとりを支える力に！

このたびの東日本大震災により、お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表します。また、被災された皆さま、そのご家族の方々にお見舞い申し上げます。そして、昼夜を分かたず、復興作業にあたっている方々に改めて敬意を表します。

連合は3月14日に「災害救援本部」を、連合長野は3月15日に「災害対策本部」を設置し、組合員・家族の生命と財産を守るためのみならず、労働運動の社会的

使命として被災者の救援と復旧・復興を組織の全力をあげて取り組んでいます。この間、救援カンパの実施、支援物資の提供、ボランティアの派遣、各種団体への要請行動、県民会議等への参画などの取り組みを進めています。

「つながろうNIPPON」・これまで連合全体で27,000名余を派遣しているボランティア活動やカンパの輪も

確実に広がり、人と人とのつながりを実感しています。カンパやボランティアで支える。自分の仕事を頑張ることで支える。・こうしたすべての人たちの思いや行動が、必ずや復興の道を切り開くと信じてやみません。

連合はすべての組合員の力を結集して社会的役割を果たす決意です。私たちは一人ではありません。この苦難を、連帯し支え合い、みんなの力で乗り越えていきましょう。

連合長野ボランティア第1次隊を派遣した宮古市



県労組会議

県労組会議は3月30日、高橋

博久議長などが、地震によって大きな被害を受けた栄村に出向き、見舞金30万円を島田茂樹村長に手渡ししました。懇談のなかで島田村長は、余震が続く状況やJR飯山線の被害状況、上水道などのインフラが復旧していない現状を訴えました。



栄村の島田茂樹村長に見舞金を手渡す高橋博久議長

また、上伊那地区労組会議では独自の救援活動に取り組んでいます。震災直後に加盟組合員にタオルや肌着、靴下、靴、石鹸など日用品の支援物資の拠出を緊急要請、22日には伊那市へ物資を提供、28日には駒ヶ根市と友好都市を提携し、福島県浪江町から約3千人の避難者を受け入れている福島県二本松市へ、タオル約2千枚、石鹸9百個、肌着・靴下などのダンボール箱約60個分の物資を、役員2人がトラックで直接届けました。また、29日には、福島県いわき市の障害者施設の避難者を受け入れた西駒郷へ物資を届けました。4月初めには宮城県仙台市で支援活動をしている市民団体へ履物約5百足、肌着、歯ブラシなどダンボール箱約50箱分を送付しました。上伊那地区労組会議では今後も、被災者の時々のニーズに合わせた支援活動を継続してい

県労連

く方針です。北原和雄上伊那地区労組会議事務局次長は「上伊那地区は東海地震の該当地域。今回の大震災をたまた見越すのではなく、今後どうなるか解らない自身のために、自分たちが何をすればいいのかを考えてい」と思いを語りました。

3月16日の昼休みに長野駅前で、東日本大震災救援募金の緊急行動を行いました。医労連、高教組、単協労連、自治労連、長野労連の16人が参加し、雪の舞う中、30分の行動で48,131円の募金が集まりました。高村議長は、「必ず、全労連を通じて被災者・被災地に届けます。国民みんなで助け合おう」と訴えました。貯金箱をまるごとバックから取り出し、カンパ箱に入れてくれた女学生もいました。



長野駅前でのカンパ活動

「東日本

ろうきん

「災害救援ローンにおける適用金利優遇等の特例措置」および「災害義援金口座へのお振込手数料無料化」の実施について

ろうきんでは、「東日本大震災」によって被災された方々への支援を目的として、「災害救援ローンにおける適用金利優遇等の特例措置」(2012年3月31日まで)および「災害義援金口座へのお振込手数料の無料化」を行っています。概要は以下のとおりです。

「災害救援ローンにおける適用金利優遇等の特例措置」

資金使途

Ⅰ 被災による家財道具購入費・傷病の入院治療費・車両の買替または修繕費・災害復旧に要するその他生活資金等

Ⅱ

被災住宅の修理または改修等の復旧工事費・災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費

Ⅲ

ⅠまたはⅡに関する新規の借入と同時に行っていたく当金庫の既往借入残高に係る借換資金

制度内容および適用金利等の詳細につきましては、最寄りの各営業店までお問い合わせください。

「災害義援金口座への振込手数料無料化」

「東日本大震災」の復興支援を目的とし

て、次の義援金振込口座を対象に、店頭窓口における振込手数料を無料とします。

Ⅰ 当金庫が指定した当金庫各本支店および他金融機関の義援金振込口座

Ⅱ 労金業態の統一施策により全国の各労働金庫本支店に開設された義援金振込口座

義援金振込口座につきましては、最寄りの各営業店および「長野ろうきんホームページ」で確認いただけます。

(<http://www.nagano-rokin.co.jp/>)

全労済

全労済は、3月の全労済本部理事会において、自然災害共済の共済金および災害関係の保障については削減規定を適用せず全額を支払うこと、地震等災害見舞金の全額支払い、共済金請求にあたっての手続きの簡素化、災害救助法が適用された地域のご加入者の掛金払い込みについて猶予期間を設ける特別措置等を決定しました。

あわせて、義援金として総額1億円を被災した自治体に寄贈すること、緊急募金活動を実施しました。

また、全労済では、地震発生直後、災害対策本部を立ち上げ、今回の災害を1号災害と認定し、3月23日から現場調査の全国支援動員を実施しています。

火災・自然災害共済の被災受付状況(4月15日現在)は、北日本管内で2万1千件余、東日本管内で3万2千件余、合計5万3千件余となっています。

全労済では、この災害を契機にあらためて全労済運動の意義を役職員全体で共

有し、更なる運動の前進に向けて使命を果たすときであると考えています。

現在、被災者に対する全労済の支援活動として、緊急募金活動を展開しておりますのでご協力をお願いいたします。

県生協連

この度の東日本大震災・長野県北部地震の発生に伴い、長野県生協連及び会員生協《20会員》では組織を挙げて、物資支援、人的支援、義援金など様々な支援を行って

います。

長野県生協連では、日



コープふくしまにポリタンク入り灯油1000リットルと組合員からのメッセージ付きのトイレトペーパーを積載し、コープながの本部を出発

本生協連・長野県行政・会員生協の取り組みなどの情報収集を行い、「県生協連ニュースNo.1」No.8にまとめ情報提供を行いました。また、長野県労働金庫及び長野県社会福祉協議会より要請があった支援物資《飲料水・シート・布団カバー・バスタオル》について商品手配を行いました。

コープながの、生活クラブ生協では、被災地の生協や災害救援協定を締結している栄村と小諸市からの物資の要請に基づき、日用品、雑貨品、飲料、調味料、灯油(21,000リットル)などを提供しました。コープながのでは、長野県

の呼びかけに応え、マスク3万枚を無償提供しました。

また、人的支援では、被災地の生協に(みやぎ生協、コープふくしま、生活クラブ生協岩手)職員を派遣し、お見舞い活動を行いました。

大学生協では、役職員や学生が中心となり義援金活動に取り組みました。

医療生協では、被災地の宮城県坂総合病院、松島海岸診療所、泉病院などに医師・看護師を派遣し、医療活動に従事。また、被災地へ出発の際には、医薬品や組合員・職員が提供した支援物資を積載し被災地へ運びました。そのほか、長野医療生協では、栄村役場を直接訪問し、義援金を手渡しました。

職域生協では、母体企業・組織と協力をし、義援金活動に取り組み、セイコーエプソン生協では、栄村や東北地方の被災事業所に支援物資として、食品、飲料、マスク、消毒液などを提供しました。

利用生協では、組合員が中心となり義援金活動に取り組み、長野県高齢者生協

では、宮城県高齢者生協に食料、雑貨品、マスク、衣類などの物資を提供。また、岩手県大

船渡に職員を派遣し、支援活動を行いました。

被災地に医療活動をおこなう長野医療生協の医師・看護師



被災地に医療活動をおこなう長野医療生協の医師・看護師

【ろうきん運動】取組みの強化

〈県労福協・地区労福協〉との連携

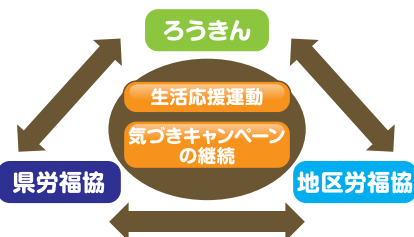
「ろうきん」運動～生活応援運動の更なる推進～

「第2次気づきキャンペーン」の継続実施(高金利からの借換え)〈消費者金融利用者の借換え運動+多重債務者対策〉

◆基本方針

(1) 継続的に取り組んでいる多重債務者救済運動「多重債務者自身の再生とその家族の生活再建」については、引続き取り組んでまいります。

(2) 完全施行から約9ヶ月経過した「改正貸金業法」を睨み、消費者金融(サラ金)利用の組合員(家族)を対象に「高金利からの借換え、ろうきん利用促進運動」を生活防衛の観点から、2011年4月以降も継続して県労福協・地区労福協を核に会員労働組合と連携した一大運動として展開していきます。



◆「ろうきん」[県労福協][地区労福協]が連携した取組みの強化

〈4地区 労福協を柱にした運動〉

- ①各地区労福協単位でクレサラセミナーを開催します。
- ②各地区労福協単位で「お金に関する相談会」を定期的に開催します。
- ③組合(企業)を対象に「気づきキャンペーン」を中心とした説明会・セミナー等を開催します。
- ④高校・大学等や市町村等への賢い消費者育成に向けた活動を展開します。
- ⑤市町村へ「マネートラブルに勝つ」の活用を働きかけていきます。

暮らしサポートセンターの活動充実に向けて
静岡県労福協・しずおかライフサポートセンターを視察し意見交換

長野県暮らしサポートセンターは、去る3月2日～3日に静岡県労福協・ライフサポートセンターしずおかを視察し意見交換を行いました。視察団のメンバーは県労福協より青木専務理事、県暮らしサポートセンターより竹内事務局長・林職員、長野県NPOセンター3名の合計6名です。特徴的な取組は以下のとおりです。

*しずおかライフサポートセンターにおける最近の具体的な活動としては、暮らし何でも相談に力を入れており、県下5拠点、各2名により電話と面談を実施している。

*相談件数の推移。2006年度131件、

2007年度531件、2008年度1,436件、2009年度1,876件、2010年度(2011/2/28現在1,788件)合計5,762件。

*相談から行動へ(相談内容を分析し行動に繋げている。)

①行政要望へ反映、②セミナーへ反映、③事例の共有化、④相談員の研修実施

*広報手段について(インターネットを含む)

①広報誌を行政の広報と同時配布を依頼している。②PRの方法としては、従来のような動員方式はとらずに、行政ルート、労金ルート、

NPOルート、メディアルートで行っている。

*セミナーについて

あるが日の当たらないテーマを設定するようにしている。

先進的な活動を視察し、大変参考になりましたので、今後の取組にあたり長野県でもできることから進めていきたいと思っています。



前列左から、金指専務理事、平野理事長、中列左から、加藤職員、LSC川村事務局長、後列左から2人目LSC望月職員、3人目加藤職員

県労福協

第52回定時社員総会のご案内

■日時/2011年6月17日(金)

午後2時

■場所/長野市「メルパルク長野」

■報告事項

1. 2010年度活動報告

2. 2010年度決算報告

3. 2010年度監査報告

■議事

1. 2011年度活動方針(案)

2. 2011年度予算(案)

3. その他

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.32

「相続特集」



田中 善助
弁護士

今号は、2011年3月12日(土)の「くらし・なんでも相談 ほっとダイヤル」の中で最も多かった相続に関する相談を特集し紹介します。



遺産相続をスムーズに進めるには!!

【事例①】
母はすでに死亡。現在86才の父が死亡した場合相続はどうなりますか。子供が2人います。

【回答】

父親が死亡した場合、その直系卑属である子供二人が相続人となります(民法887条1項)。父親が遺言をしていれば、遺言のとおり相続されます。しかし、直系卑属及び直系尊属が相続人の場合は遺留分権者として一定の割合に相当する額が保障されており、遺言の内容によっては遺留分を侵害するということも起こります。その場合は、遺留分を侵害された相続人は減殺請求することができます(民法1028条、1031条)。この減殺請求権は、遺留分権者が、相続の開始及び遺留分が侵害されたことを知ったときから1年間行使しないと時効によって消滅します。相続開始のときから10年を経過したときも同様です(民法1042条)。遺言がない場合は、法定相続分(この場合相続人が二人ですから二分の一となります)に従って相続することになり、共同相続人間に遺産分割協議が成立しない場合は家庭裁判所に調停又は審判の申立

てをすることになります(民法907条2項、家事審判法9条、17条)。

【事例②】

父が亡くなり、遺産としては自宅の土地建物がありますが、その他にはこれといった遺産はありません。その自宅には母親が住んでおります。相続人は、母親、姉、私の3人です。私は生活に困っておりませんので、姉には少し財産を分けてあげようと思っております。どの様にしたらよいでしょう。

【回答】

家事審判規則109条は「家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもつてする分割に代えることができる」と規定しています。これを代償分割といいますが、この代償分割の方法は、家庭裁判所における手続に限定されるわけではなく、相続人同士の遺産分割協議においても活用することが出来ます。質問の場合、母親が自宅を相続し、その代わり姉に対し一定額の金額を支払うという方法です。この金額については協議のうえ自由に決めることが出来ます。

ワンポイント

遺産分割の方法は、次の3つがあります。
■遺産分割の方法
1つ1つの財産ごとに取得者を決める最も一般的な遺産分割の方法です。

例えば、「A土地・建物が長男、B土地が次男、C銀行の預金2億円が長男、D銀行の預金1.5億円が次男」といったように。

■換価分割

遺産をすべて換金し、相続人に金銭で分配する方法です。例えば、「金銭以外の財産をすべて売却して、遺産のすべてを金銭に換えます。その金銭を長男と次男で半分ずつ相続する」といった方法です。

■代償分割

特定の相続人が財産を相続する代わりに、他の相続人に金銭などを与える方法です。例えば、「長男がすべての遺産(5億円)を相続し、その代わりに長男が次男に代償金(1億円)を支払う」といったように。

代償分割はどんな場合に行なわれるのか?

代償分割が行なわれるのは、自宅・農地・その他事業用地などの不動産や自営事業が主な遺産である場合です。これらの財産を分割してしまうと、後々の不都合が生じるからです。

ワンポイント

【遺産相続がスムーズに
いかないときの手続き】
遺産分割調停・審判
遺産相続がスムーズに
いかないときの手続き

一般的に遺産には、現金だけでなく不動産や株式、著作権などの様々なものがあります。これを相続人全員が、満足できるように分割するのは、大変難しいものです。

それぞれの相続人の家庭の事情や、亡くなった人との親密感などで、必ずしも話し合いがスムーズにいくとは限りません。

遺産を分割する場合は、まず、相続人全員の遺産分割協議によって、解決するのが原則とな

っています。
ただ、1人でも協議に同意できない人がいるときは、家庭裁判所に「遺産分割調停申立書」を提出して、調停で解決することになります。

この調停というのは、家庭裁判所の調停委員が、相続人同士の意見や主張を聞きながら、うまく合意できるように進める制度です。

調停委員は、亡くなった人への貢献度、職業や年齢などを総合的に判断して、相続人各人が納得できるよう、話し合いを進めます。

しかし、この調停でも話し合いの合意がでないときは、「遺産分割審判申立書」を提出して、家庭裁判所の審判で結論を出すこととなります。

審判では調停のときのように、相続人同士の話し合いが行われることはなく、家庭裁判所が公平に判断して、審判を下すこととなります。

このとき、必要に応じて相続人や遺産の内容についての、事実関係を調べたり相続人の主張の正当性を、確かめることも行なわれます。

下された家庭裁判所の審判には、強制力があり合意できない場合も、これに従わなければなりません。

なお遺産分割では、まず、最初に相続人同士で協議を行なうのが前提で、もし、協議がまとまらないときに、いきなり家庭裁判所の審判に持ち込むことはできません。

必ず調停を申し立てて、その調停でも合意できないときだけ、審判に持ち込むことができます。身内のことはなるべく、お互いの話し合いで解決するのを原則としています。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」
0120-0139-6029

最後の24時間で自分が見えてくる！
「実りあるセカンドライフをめざして」

上小労福協が研修会開催

上小労福協は恒例となった「生涯生活サポート研修会」を2月19日、上田市勤労者福祉センターにて開催。上小地区で働く組合員や定年を間近に控えた勤労者34人が5時間半にわたり、熱心に講師の話に耳を傾けました。

下村上小労福協会長の開会挨拶に続き、県労福協青木専務理事より、「実りあるセカンドライフをめざして」と題して講演が行われ、「定年後の24時間」と「最後の24時間」を考えることにより、本当に自分がやりたいことは何なのかが見えてくると強調されました。

続いて木島社会保険労務士が「知らない損をする退職前後の諸手続きと相続・遺言」と題し、定年前後に必要となる年金・健康保険・雇用保険・税金の手続きについて、それぞれ退職数年前からのスケジュールを示し、わかり易い説明がありました。

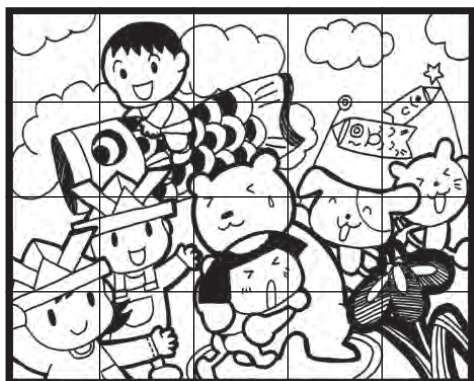
午後は、「セカンドライフの資産形成と医療保障について」と題し、全労済太田事業推進部次長より、特に医療保障では「高額療養費制度」をうまく活用する事、さらには民間の医療保険の着目点について資料をもとに説明がありました。

退職後の各種手続きは自らやらなければなりません。その時になって慌てないために、労福協では「生涯生活サポート研修会」を今後も続けていきます。



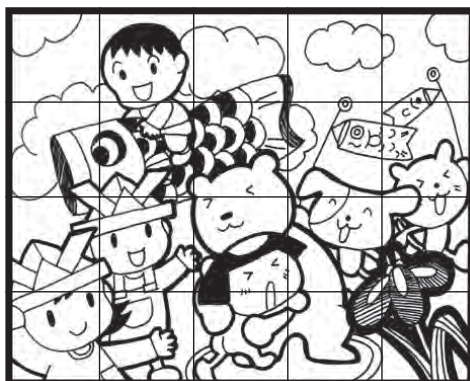
最後の24時間を設計する参加者

1 2 3 4 5



A
B
C
D

1 2 3 4 5



(画：ろうきん 西澤 修氏)

8っ
のまちがいがし

い家族で楽しむ

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。
日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ（宛先は表紙にあります）。
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体（単組名）又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード（1,000円分）をプレゼント。
- 締切り5月31日

前回の正解は



当選者(6名・敬称略)

青木 和司(松本市)
小松 等(茅野市)
深澤 美幸(青木村)
堀内 秀実(飯田市)
六波羅 こすえ(駒根市)

山なみ

新緑が鮮やかな季節になりました。例年より遅い春を感じていましたが、季節は、自然はいつものように進んでいきます。東日本を襲った大地震と大津波はそこに生活する人たちのすべてを浚って行きました。そのすさまじさは私たちの想像をはるかに超えるものでしたが、それでも人々は支えあい、助け合い、励まし合って前に進んでいます。

私も地震当日東京に出張中、震度5強を経験し帰宅難民となりました。普段当たり前のように使っている電車が止まり、探せども探せども泊まるホテルは見つかりませんでした。今私たちは便利な毎日をおくっています。それは一瞬で失われてしまうということを身にしみて実感しました。

また、今回の震災は自然災害だけでなく、人間が作り出した原子力発電所の事故も引き起こし、放射能の危険性を再度日本人に刻み付けました。

来年の春には被災地は大きく変化していることでしょう。では、私たちはこの震災を教訓に何を変えているでしょうか。労福協活動もこの震災による犠牲を無にしないために、この1年、目に見える変化、活動を作り出して行きたいと思ひます。

今何を変えなければいけないのか、皆さんと一緒に考えたいと思ひます。

(青)



励まし支え合う 花水木